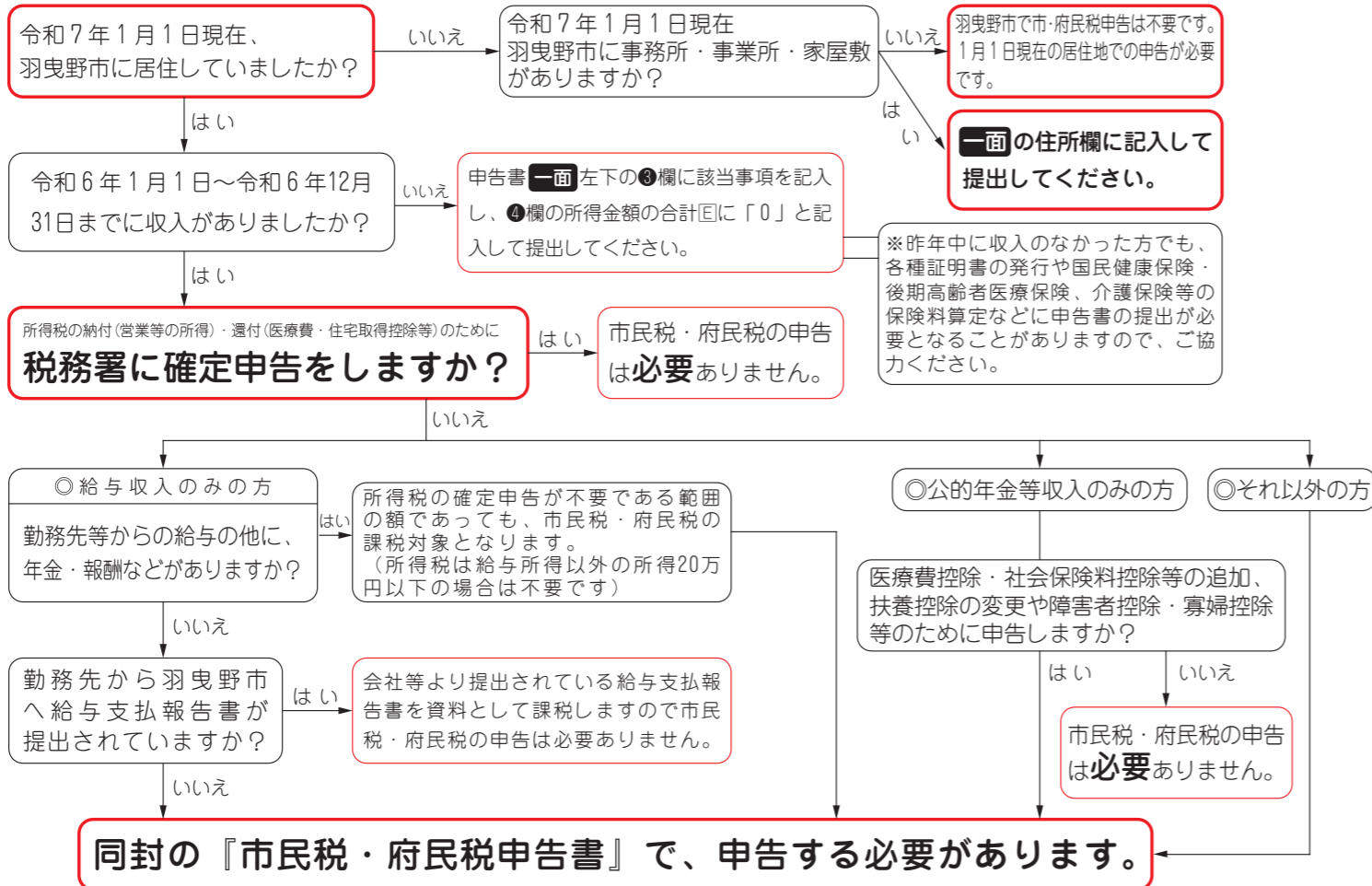


令和7年度市府民税申告の手引き 羽曳野市

市民税・府民税の申告につきましては、毎年皆様のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
申告書の作成には、この説明書をよく読んでいただいたうえ、申告期限（令和7年3月17日）までに必ず提出してくださいますようお願いいたします。

あなたの市・府民税の申告をする必要は？

はじめに



※ 公的年金収入のみの方で、扶養控除・障害者控除・寡婦控除等の申告をすると、市民税・府民税が非課税となる方は必ず申告してください。もし、申告されずに市民税・府民税が課税になった場合、「公的年金からの特別徴収制度」により、市民税・府民税が徴収されることがあります。

申告に必要なもの

1. 申告書
2. 令和6年中の所得がはっきりとわかる書類（源泉徴収票、雇用主の支払証明書など）
3. 社会保険料、生命保険料、地震・旧長期損害保険料の支払がある人は、令和6年中に支払った領収書又は証明書を添付、又は提示してください。その他、雑損や寄附金等の控除を受ける場合は、領収書又は証明書の添付、又は提示がないと控除が認められませんので、ご注意ください。
4. 医療費控除を受ける場合は、医療を受けた個人、医療機関・薬局ごとの支払額を記載した明細書又は医療費通知の添付が必要です。（保険等により補てんされる金額があるときはその額も明細書に記載してください。）
- ※ セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、健康の維持増進及び疾病予防のための取組内容や特定一般用医薬品購入費の明細（薬局名、医薬品名、支払額）を記載した明細書の添付が必要です。
5. マイナンバー記載にかかる本人確認書類
6. 身体障害者手帳等がある方は提示ください。
- ※ 郵送による提出も受け付けます。ただし、返信用封筒の同封がない場合は控えや添付書類の返送はいたしません。

○配当所得のある方へ
上場株式の配当等で、配当割が特別徴収されている分の申告は不要ですが、申告をすることによって徴収税額の控除や還付を受けることもできます。ただし、申告された配当所得は合計所得に算入され、扶養や非課税の判定、国民健康保険料の算定等に影響する場合があります。また、令和5年度までの市民税・府民税の申告においては、所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度より所得税と市民税・府民税の課税方式を一致させる改正がなされたため、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

（問い合わせ先）

羽曳野市役所 税務課 市民税担当

TEL 072-958-1111
(内線) 1520・1530・1580
FAX 072-957-0611

所得の計算

●給与所得の計算

給与所得は給与等の収入から下記の表で給与所得額を求めてください。

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
～ 550,999円		0円
551,000円～ 1,618,999円		収入金額－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円～ 1,803,999円	収入金額÷4,000円＝A	端数整理額×60%＋100,000円
1,804,000円～ 3,603,999円	ただし、Aは小数点以下切り捨て	端数整理額×70%－80,000円
3,604,000円～ 6,599,999円	4,000円×A＝端数整理額	端数整理額×80%－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円		収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円～		収入金額－1,950,000円

○給与所得と公的年金雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の式で計算した額を給与所得の金額から差し引きます。

給与所得の金額(上限10万円)＋公的年金等雑所得(上限10万円)－10万円

○給与等の収入金額が850万円を超え、下記の(a)～(c)のいずれかに該当する場合は、所得金額の計算の際に、次の式で計算した額を給与所得の金額から差し引きます。

(給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10%

- (a) 特別障害者に該当する
- (b) 22歳以下の扶養親族を有する
- (c) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

●公的年金等の雑所得計算

公的年金等の収入から下記の表で公的年金等雑所得の所得金額を求めてください。

本人の生年月日	公的年金等の収入合計	雑所得金額（円未満切捨て）
昭和35年1月1日以前 生まれの人 (65歳以上の人)	3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円まで	収入金額×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	収入金額×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	収入金額×95%－1,455,000円
昭和35年1月2日以降 生まれの人 (65歳未満の人)	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円
	1,300,000円未満	収入金額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円まで	収入金額×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	収入金額×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	収入金額×95%－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円

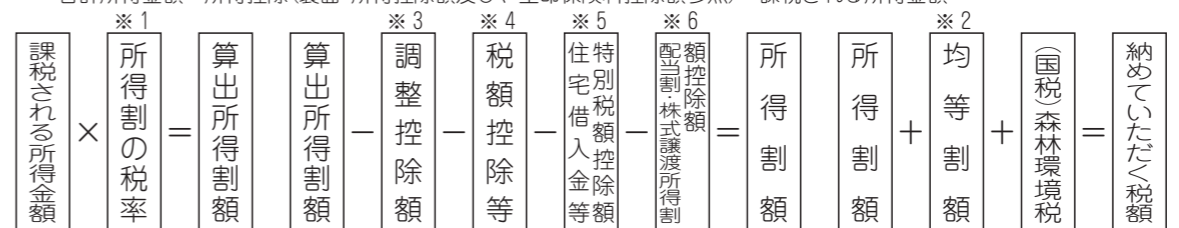
○公的年金等以外の所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円を、それぞれの年金所得額に加算します。

●その他の所得計算（公的年金以外の雑所得を含む）

収入金額－必要経費＝所得金額

税額の計算

合計所得金額－所得控除(裏面・所得控除額及び、生命保険料控除額参照)＝課税される所得金額



※1 所得割の税率

市民税 課税される所得金額×6% 府民税 課税される所得金額×4%

※2 均等割額

市民税 3,000円 令和6年度から(国税)森林環境税(年額1,000円)が導入され、市・府民税均等割とあわせて徴収されます。
府民税 1,300円(府条例に基づき300円加算)
(国税)森林環境税 1,000円

※3 調整控除額(合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。)

課税される所得金額が200万円以下の者…次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3% 府民税2%)

①所得税との人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の課税される所得金額

課税される所得金額が200万円超の者…①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3% 府民税2%)

①所得税との人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の課税される所得金額から200万円を控除した金額

※4 配当控除

市民税	府民税
配当所得の1.6%	配当所得の1.2%
但し、課税所得金額が1,000万円を超える場合は、超える部分については、市民税0.8%、府民税0.6%	

※4 寄附金税額控除

控除の対象となる寄附金額のうち2千円を超える部分の10%(市民税6%、府民税4%)を控除します。(総所得金額等の30%を限度)ふるさと納税の場合は、下記により計算した額(所得割額の20%を限度)が特例控除額として加算されます。
(寄附金－2千円)×(90%－寄附者の所得税率×1.021)
※人的控除の差額を差し引いた後の課税総所得金額に応じた、所得税の税率

※4 外国税額控除 所得税で外国税額控除が控除しきれない場合、一定額を限度として控除します。

※5 所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から住宅ローン控除を控除しきれない場合、住民税の所得割額から所得税で控除しきれなかった金額を控除することができます。但し、上限額があります。

※6 配当割・株式譲渡所得割額控除額で控除しきれない金額が発生した場合は還付となることがあります。

市民税・府民税ともに計算方法は同じです。それぞれに計算し合計した金額が納めていただく税額です。課税される所得金額のうち退職所得、山林所得、分離課税の譲渡所得がある場合は、別の計算となりますので、詳しくは市民税担当までお尋ねください。
なお、内容により富田林務署にお尋ねいただく場合があります。

令和7年度市・府民税申告書 記入の手順としかた

提出用
羽曳野市長宛 年月日提出 令和7年度市・府民税申告書

このまま書き込んでください
ノーカーボンで(控用)に複写されます。

一面

はじめに

◎御注意

この申告書(一面)を記入されるまえに(控用)の裏面の計算欄(二面)で計算されたうえでこの一面の(提出用)に移記してください。
(提出用)の一面から(控用)へはノーカーボンにより複写されます。ただし、(控用)の二面の計算欄へ記入される場合は必ず下敷きを敷いて書いてください。

障害者控除…令和6年12月31日現在、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている場合、または65歳以上の方で心身の状態により障害者手帳の交付に準ずるものとして市長の認定を受けている場合等(障害者控除は本人、配偶者・扶養控除のすべてに共通した控除です。)

ひとり親控除…あなたが単身者で、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有し、かつ合計所得が500万円以下の場合にノを記入してください。＊従来の寡婦(夫)で子を扶養している場合はこちらに該当します。

寡婦控除…あなたが寡婦(死別、生死不明)の場合、又は寡婦(死別、生死不明、離婚)で子以外の扶養親族を有している場合にノを記入してください。なお、いずれも合計所得500万円以下の場合に限りです。

勤労学生控除…あなたが、大学、高等学校、看護学校などの学生や生徒児童で合計所得が75万円以下の場合にノを記入してください。(不労所得10万円超の場合、控除は受けられません。)

扶養控除…令和6年12月31日(年の途中で死亡した方については、死亡した日)現在あなたと生計を一にする扶養親族の合計所得が48万円以下の場合、適用できます。ただし、一般の扶養控除対象は平成21年1月1日以前に生まれた人です。

配偶者控除
配偶者特別控除…あなたの合計所得が1,000万円以下で、令和6年12月31日(年の途中で死亡した方については、死亡した日)現在あなたと生計を一にする配偶者の合計所得が48万円以下の場合に配偶者控除が、48万円を超え133万円以下の場合に配偶者特別控除が適用できます。ただし、あなたの合計所得が900万円を超えると控除額が段階的に減額されます。(右下図参照)

16歳未満の扶養親族
特定扶養控除…平成21年1月2日以降生まれた人です。(年少扶養)
…前述扶養親族のうち、平成14年1月2日から平成18年1月1日までの生れで合計所得48万円以下の人です。(19歳から23歳未満)

老人配偶者控除
老人扶養控除…前述の配偶者、扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた人です。(年齢70歳以上)

同居老親等扶養控除…前述老人扶養のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属(父母や祖父母)でかつ同居を常況としている人です。
(注…扶養親族には、児童福祉法の規定によるいわゆる里子や老人福祉法の規定によるいわゆる養護老人を含みます。)

専従者控除…あなたと生計を一にする配偶者又は15歳以上の親族で1年(令和6年中)を通じ6ヶ月をこえる期間あなたの事業に専ら従事した人について以下の金額を適用することができます。
イ 配偶者である事業専従者……………860,000円
ロ その他の事業専従者……………1人500,000円
(所得金額を専従者数プラス1の数で除して得た金額が控除額に満たない場合は、その金額にとどめます。)

令和6年中に所得がなかった方又は課税対象でない収入のある方
○該当する欄にノ印をつけ必要事項を記入してください。

市・府民税の所得控除額

控除の種類	控除額
雑損	差引損失額 - (総所得金額等×10%) = ㊸ 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 = ㊹ ㊸または㊹のいずれが多いほうの金額 = 控除額
医療費	差引負担額㊺ - (総所得金額等の5%または10万円のいずれか低い方の金額) = 控除額 (限度額200万円)
セルフメディケーション税制	差引負担額㊻ - 1万2千円 = 控除額 ※医療費控除との併用不可 (限度額8万8千円)
社会保険料	支払保険料の全額
災害関連支費	支払掛金の全額
地震保険料・旧長期損保	地震保険料及び旧長期損害保険料のそれぞれについて、次の式で計算した金額の合計が控除額となります。 (限度額25,000円) (1) 地震保険料 1/2 (限度額25,000円) (2) ①旧長期損害保険料が5,000円以下……………全額 ②5,001円~15,000円…………… $X \times \frac{1}{2} + 2,500$ 円 ③15,001円~……………10,000円 (限度額)
障害者	26万円 (特別障害者については30万円 ※同居特別障害者の場合53万円)
ひとり親	30万円
勤労学生	26万円
寡婦	26万円
基礎	合計所得金額 2,400万円以下……………43万円 2,400万円超 2,450万円以下……………29万円 2,450万円超 2,500万円以下……………15万円 2,500万円超……………0円
扶養	①年少扶養……………0万円 ②一般扶養……………33万円 ③特定扶養……………45万円 ④老人扶養……………38万円 ⑤同居老親等扶養……………45万円

<生命保険料控除額>

■旧契約 (一般・個人年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料と同額
15,001円~40,000円	支払保険料 ÷ 2 + 7,500円
40,001円~70,000円	支払保険料 ÷ 4 + 17,500円
70,001円~	一律35,000円

*一般・個人年金あわせて70,000円が限度

■新契約 (一般・介護医療・個人年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料と同額
12,001円~32,000円	支払保険料 ÷ 2 + 6,000円
32,001円~56,000円	支払保険料 ÷ 4 + 14,000円
56,001円~	一律28,000円

*一般・介護医療・個人年金あわせて70,000円が限度

旧契約と新契約の両方を契約されている場合
①新契約のみで申告 ②旧契約のみで申告 ③新契約と旧契約の両方で申告のいずれかを選択できます。なお、③の場合は合計額が控除額となりますが2.8万円が控除限度額となり、全体の控除限度額は7万円となります。

<配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額>

	納税義務者の合計所得金額				
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超	
配偶者控除	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円
	配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円	0円
	配偶者の合計所得金額	控除額			
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	0円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	0円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	0円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	0円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	0円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	0円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	0円
	133万円超	0円	0円	0円	0円

代理申告者氏名: 本人との続柄

代理申告者住所: 同居世帯

申告される方の状況 (該当する欄にノ印を記入してください)

障害者控除: 身体 精神 療育 **障害の程度** 級

ひとり親・寡婦: ひとり親控除 (勤労学生控除(学校名))
 寡婦控除

勤労学生控除: 死別 離別 生死不明

配偶者・扶養控除等 (該当する欄にノ印を記入してください。扶養親族が別荘の場合はワラにも記入してください)

配偶者: 氏名 羽野野花子 生年月日 50年1月5日 続柄 妻 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居 療育 別居

扶養: 氏名 羽野野一夫 生年月日 20年2月2日 続柄 父 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一郎子 生年月日 10年3月10日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二郎子 生年月日 15年6月7日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十一人郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 二十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 三十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 四十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 五十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 六十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 七十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 八十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 九十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百零一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百零二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百零三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百零四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百零五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百零六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百零七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百零八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百零九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百一十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百二十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十五郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十六郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十七郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十八郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百三十九郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百四十郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百四十一郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百四十二郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百四十三郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子 同居別居 障害者の場合 同居 別居 療育 別居

扶養: 氏名 一百四十四郎子 生年月日 22年2月5日 続柄 子